一般社団法人 Colabo 代表理事 仁藤夢乃

回答書

御庁福祉保健局少子社会対策部育成支援課長 年3月27日付け「東京都若年被害女性等支援事業における実施方法の変 更について」(以下「本書面」という。)に対し、以下のとおり回答致しま す。

第1 十分な安全対策をとっていること

- 1 本書面には「このアウトリーチ支援について、当該地での支援活動に は、落ち着いて安心できる環境が整わず、若年女性への効果的な支援活動 の実施が難しい」とありますが、これまでの当方からの説明・協議結果 を無視する一方的なご主張です。
- 2 かねてご説明しているとおり、バスカフェによるアウトリーチ事業に おいて、バスカフェを利用する女性の安全を守るため以下の対策を行っ ています。

(1)接近禁止等命令

当法人は、妨害者及び妨害者の意を受けた者を相手方として、東京地 方裁判所に対し接近禁止及び業務妨害禁止命令を申し立て、令和5年3 月14日付けで接近禁止及び妨害禁止の仮処分決定(以下「接近禁止等 命令」という。)が発令されています。

そのため妨害者は、バスカフェ開催日の午後7時から翌午前2時までの間、新宿区役所前を中心に半径600メートル以内には立ち入れないこととなっています。

なお、この接近禁止命令は、あくまでもバスカフェ開催時の接近・妨

害を禁止するものであり、バスカフェを開催しなければ(例えば、 部長から23日の協議時にご提案のあったホテルの一室で「カフェ」を 開催した場合には、ホテルへの接近も活動妨害も禁止されておらず、)そ れらを阻止することができません。

(2) 警察との連携

警察に対して、バスカフェ開催時の警備について相談を行っています。そして、接近禁止等命令の発令を踏まえ、それ以前のバスカフェ 開催日より態勢を強化して対応するとの返答をもらっています。

実際、3月22日のバスカフェ開催予定日も、警視庁は万全の態勢をとってくれていましたし、29日にバスカフェを開催する場合には同様の態勢をとってもらえるよう、27日に弁護士から新宿警察に相談済みです。

(3) テント及び幕で覆われている

バスカフェは、テント及び幕で覆われており、周囲から内部の様子を見ることはできません。利用する女性たちが敷地外から撮影されたり、覗かれたりすることはありません。

したがって、利用者女性は、テントの中で、安心安全にくつろぎ、 スタッフに悩み事の相談をしながら過ごしています。

(4) スタッフによる警備体制

バスカフェ周辺に、弁護士、スタッフ、ボランティア合わせて15 名以上、多い時には30名以上が警備に当たり、妨害者、及び利用する女性の安全を脅かす者が妨害できないよう対応しています。

そして、スタッフ・ボランティア相互で常に情報を共有し、警察の力を借りるべき危険を察知した場合はすぐに110番通報等の対応をできるような体制をとっています。

3 攻撃は利用者女性には向いていないこと

これもかねてご説明しているところですが、若年被害女性等支援事業に対する攻撃は Colabo ないし同スタッフに対するものであって、利用者には向いていません。

昨年12月頃から、バスカフェ開催日に「コロアキ」と称する男性や その仲間たちによるバスカフェ妨害があることは事実ですが、これは利 用者女性をターゲットにしたものではなく、スタッフがテントの外に出て街を歩いて若年女性に声掛けをする活動を邪魔するものです。利用者の女性に危害を加えるものではありません。

4 妨害は今に始まったことではないこと

貴職らには誤解があるようですが、バスカフェ開催時に、性売買に斡旋するスカウトなどの業者や買春者やホストクラブ等の客引きが、バスカフェ付近をうろつき、女の子を性売買業者等の支配下に連れて行こうとすることは、バスカフェ開始当初からあり、だからこそ Colabo では毎回警備スタッフを配置して、バスカフェの利用者を守ってきました。

新宿・歌舞伎町は、堂々と買春が行われる街であり、だからこそ、そこ を彷徨う若年女性につながるバスカフェが必要なのです。

確かに、「暇空茜」なる男性が、当法人が委託料を「不正受給」しているとか「公金チューチュー」などと当法人の活動を揶揄し誹謗中傷するようになってから、誰かから金銭をもらって当法人の妨害をしている「コロアキ」と名乗る男が、バスカフェの付近をうろつき、アウトリーチ活動をするスタッフにつきまとうようになりました。これは放置できないので、前述のとおり接近禁止等命令を得、警察の警備も要請しました。

したがって、過激化していた妨害活動は司法及び警察の力によって、 抑止されるはずのものです。

第2 バスカフェ以上に有効かつ安全なアウトリーチ活動はないこと

- 1 本書には、「別の効果的な方法について、次善策も含め検討し、都に協議いただくよう改めてお願いします」とありますが、バスカフェに代わる、バスカフェと同程度に効果的なアウトリーチ策はないこと、バスカフェを開催しないで行うアウトリーチはかえって危険なことは、23日及び27日の面談協議時に縷々ご説明したところですが、重ねてご説明いたします。
- 2 バスカフェが委託事業の内容になっていること そもそも、Colabo は、令和4年度の若年被害女性等支援事業の委託を 受けるに際して、事業計画書を提出しておりますが、そこではアウトリ

ーチ活動の具体策として、バスカフェの開催を第一に挙げており、これを他団体にはない Colabo の「強み」として、御庁において受託先として選定頂いたはずです。現に、Colabo は平成30年にモデル事業に採用されてから3年間バスカフェを開催し続け、そこでの実績が評価されて令和3年度に本事業として採用されたはずです。

3 仮処分決定はバスカフェ開催日にのみ効力を有すること

弁護士から御庁に対して、仮処分決定書の写しをお渡ししているにもかかわらず、その内容を正しくご理解いただいていないようでしたので、23日に改めてご説明したところですが、接近禁止等命令において禁止されるのは、「バスカフェ開催日」の午後7時から翌午前2時までの間の接近及び業務妨害行為です。

したがって、バスカフェを開催しない日にアウトリーチ活動を行えば、つきまといや業務妨害は妨害者のやりたい放題ということになり、より 危険です。

このことは、23日にご説明した上で、さらに24日に 部長から弁護士に対して改めて、「バスカフェ以外のアウトリーチはできないのかもう一度確認させてくれ」と質問があった際にも、バスカフェを開催しないと仮処分決定の定める接近禁止及び妨害禁止の対象日にならず、バスカフェを開催しないで行うアウトリーチはかえって危険であることを、重ねてご説明申し上げたところです。

4 不可能を強いるものであること

接近禁止等命令を得た上でのバスカフェ開催さえ危険であると御庁がご主張なのであれば、接近禁止命令が出ていない日時・場所(=バスカフェ開催日以外)におけるアウトリーチ活動はもっと危険なので、およそアウトリーチ活動は実施できないということになります。

したがって、バスカフェ以外に「別の効果的な」アウトリーチ活動を しろとのご主張は、不可能を強いるものに他なりません。

そもそも、歌舞伎町という街自体が、安心して過ごせる場所や帰れる場所のない少女たちに「仕事がある」「泊まれる場所がある」なとど近づき性売買に斡旋する業者や買春者が跋扈する、若年女性たちにとって極めて危険な街なのであり、だからこそそこでのアウトリーチ活動が必要なのです。そして、歌舞伎町でアウトリーチ活動をする以上、活動に

対する性売買業者等からの攻撃は不可避ですが、そのような活動を行政ができないことから、ノウハウのある民間団体に委ねているはずです。

5 利用者は減っていないこと

昨年12月頃から、「コロアキ」らによるバスカフェ活動への妨害が始まった後にも、バスカフェ利用者は減少していません。

それはすなわち、親から虐待を受けるなどして家庭に居場所がなく街を彷徨っている若年女性たちが、食料を求め、居場所を求め、話し相手を求め、ひいては命を繋ぐために、バスカフェを利用せざるを得ないというニーズが、現に多数あるということです。

現に、「コロアキ」らによる妨害が始まった後にも、バスカフェ利用者 を緊急に保護して公的支援に繋げた例はあります。

もし、バスカフェがなければ、生きるために身体を売らざるを得ない人が現に多数いるのです。それらの女性たちを東京都が見捨てることは福祉の放棄と言わざるを得ません。

第3 「協議」につい

^{て 1}本書面において、「3 月22日の事業実施に当たっては、別の効果的 な方法を検討し、協議いただくようお願いしていたところです」「しか しながら、貴団体からは別の方法の協議はいただけないまま」とありま すが、事実に反します。

そもそも「協議」とは「相談すること」であり、「バスカフェ中止」という御庁の結論を押し付けることを「協議」とは言いません。

御庁は、当法人に対してはあたかも、「協議」の結果次第ではバスカフェの実施がありうるかのように見せかけながら、実際には、22日正午頃には新宿区に対し「今年度中のバスカフェは中止」と申し入れていたことが分かりました。「別の効果的な方法」とおっしゃる方法の有無を検討し、協議した結果、「別の方法」はなく、バスカフェが最も有効な方法であるという結論になることもあるにもかかわらず、「別の方法」

(しかも具体的な対案の提示はないまま)を見つけろと無理を強いるやり方を「協議」とは言いません。

当法人は、御庁がすでに新宿区に対して中止を告げたとは知らないまま、御庁に対しては、バスカフェを安全に実施するための協議を再三申

し入れており、わざわざ御庁にも赴いています。

すなわち、3月14日には、当法人から 課長代理に対して電話で、仮処分決定が出たこと、これを踏まえて警察も業務妨害等での現行犯逮捕が簡単になったことから、安全の確保が期待できることをご説明するとともに、弁護士がわざわざ御庁に赴いて、 課長代理と男性職員の2名に対して、同趣旨の説明をしました。

2 すなわち、当法人は繰り返し、①バスカフェ開催の必要性、②バスカフェがアウトリーチ活動の中で、歌舞伎町で性的被害・性的搾取に遭っている若年女性の「保護を受ける権利」を保障する上で最も効果的であること、③安全対策は万全に講じていることを、課長代理を通じて、面談及び電話で何度もご説明した上で、改めて3月23日に、弁護士3名が御庁に出向き、部長、おおよりと面談して、2時間かけて解決策を協議しました。

そして、その日は、当方のご説明内容はご理解いただき、改めて29日 にバスカフェを開催するために必要な条件を整える上で、御庁において 未確認であった警察の警備体制についてご確認頂くことが、御庁の

「宿題」となっておりました。なお、御庁において、新宿警察との連携がスムーズにできるように、弁護士から 部長及び 課長に対して、警視庁の説明内容と連絡先をお知らせして、 課長において新宿警察とやりとりしていただくことになっておりました。

ところが、 課長は、新宿警察とやりとりすることなく、本書を作成 されたようです。

うなご主張に終始し、23日にご説明した内容であるにもかかわらず

「聞いてない。今、初めて聞いた」と虚偽を述べられるなどしたため、 もはや「協議」と言える状態ではなかったことは誠に遺憾です。

(なお、23日に協議の場を持ち、御庁において「宿題」を持って検討していただくことになっていたにもかかわらず、24日の時点で、福祉保健局から局内外に対して、「Colabo が協議に応じていない」との虚偽の事実が説明されていたらしいことは大変遺憾です。)

4 当法人としては、若年女性の権利を守るという方向性で一致できるのであれば、嘘のない誠実な協議には、いくらでも応じる用意があります。

以上